

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

（当日は、
日曜日を
翌日とする）

目 次

- ◇規 則 鳥取県規則の形式を左横書きに改正する規則（総務課）
- ◇訓 令 鳥取県訓令の形式を左横書きに改正する訓令（ク）
- ◇告 示 鳥取県告示で定める要綱等の形式を左横書きに改正する規程（ク）
- ◇選管規則 鳥取県選挙管理委員会規則の形式を左横書きに改正する規則
- ◇選管告示 鳥取県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する規程
- ◇教委規則 鳥取県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則（総務課）
- ◇教委訓令 鳥取県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令（ク）
- ◇教委告示 鳥取県教育委員会告示の形式を左横書きに改正する規程（ク）
- ◇公安規則 鳥取県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則（警務課）
- ◇公安告示 鳥取県公安委員会告示の形式を左横書きに改正する規程（ク）
- ◇人委規則 鳥取県人事委員会規則の形式を左横書きに改正する規則（総務課）
- ◇人委告示 鳥取県人事委員会告示の形式を左横書きに改正する規程（ク）
- ◇企業局管理規程 鳥取県企業局管理規程の形式を左横書きに改正する規程（総務課）
- ◇企業局訓令 鳥取県企業局訓令の形式を左横書きに改正する訓令（ク）
- ◇企業局告示 鳥取県企業局告示の形式を左横書きに改正する規程（ク）

◇病院局管 鳥取県病院局管理規程の形式を左横書きに改正する規程（総務課）
理規程

◇病院局訓 鳥取県病院局訓令の形式を左横書きに改正する訓令（ク）
令

◇病院局告 鳥取県病院局告示の形式を左横書きに改正する規程（ク）
示

◇収用委規 鳥取県収用委員会規則の形式を左横書きに改正する規則
則

◇地勞委告 鳥取県地方労働委員会告示の形式を左横書きに改正する規程
示

◇議会規則 鳥取県議会規則の形式を左横書きに改正する規則（総務課）
議 會 告 示

◇代表監査 鳥取県議会議事務局処務規程の一部改正（ク）
委員訓令

◇監査委員 鳥取県監査委員告示の形式を左横書きに改正する規程
告示

公布された規則のあらまし

- ◇鳥取県規則の形式を左横書きに改正する規則
 - 一 この規則の施行の際現に公布されている規則の形式を左横書きに改正することとした。（第一条関係）
 - 二 この規則の施行の際現に公布されている規則の用字及び用語の整理を行うこととした。（第二条関係）
 - 三 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第三条関係）
 - 四 この規則は、平成十二年一月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県規則の形式を左横書きに改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第七十五号

鳥取県規則の形式を左横書きに改正する規則

(形式の変更)

第一条 この規則の施行の際現に公布されている規則(以下「既存規則」という。)の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
- 二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている式、別表及び様式並びに縦書きとすることが適当と認められる様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存規則の一部を次に定めるところにより改正する。

- 一 章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。
- 二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。
- 三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの(十、百及び千を除く。)

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 条文中の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、「左の」、「左三」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、「次の」、「次二」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。

六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「つ」は、それぞれ「ゃ」、「ゅ」若しくは「ょ」又は「っ」に改める。

七 様式の名あて人の敬称に用いる「殿」は、「様」に改める。

2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によるものが適当でないと認められるときは、知事が定めるところによる。

(委任)

第三条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

2 鳥取県規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則(平成八年三月鳥取県規則第三十一号)は、廃止する。

訓 令

鳥取県訓令第六号

鳥取県訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県訓令の形式を左横書きに改正する訓令

(形式の変更)

第一条 この訓令の施行の際現に制定されている訓令(以下「既存訓令」という。)の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」という。)における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

二 改正後訓令における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存訓令における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている式、別表及び様式並びに縦書きとすることが適当と認められる様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存訓令の一部を次に定めるところにより改正する。

- 一 章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。
- 二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。
- 三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの(十、百及び千を除く。)

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 条文中の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、「左の」、「左二」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、「次の」、「次二」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。

六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「っ」は、それぞれ「ゃ」、「ゅ」若しくは「ょ」又は「っ」に改める。

七 様式の名あて人の敬称に用いる「殿」は、「様」に改める。

2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十二年一月一日から施行する。

(文書の左横書きの実施に関する規程等の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

一 文書の左横書きの実施に関する規程(昭和三十八年二月鳥取県訓令第一号)

二 鳥取県訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する規程(平成八年三月鳥取県訓令第一号)

(鳥取県施行文書書式規程の一部改正)

3 鳥取県施行文書書式規程(昭和三十二年六月鳥取県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

別表の目次を次のように改める。

目次

第1 条例

1 新しく制定する場合

- (1) 条のみからなる場合
- (2) 章・節・款に区分してある場合
- (3) 単行文の場合

2 全部を改正する場合

- 3 一部を改正する場合
- (1) 一般的な改正の場合
- (2) 2以上の条例を一括して改正する場合

4 廃止する場合

- (1) 一般的な廃止の場合
- (2) 2以上の条例を一括して廃止する場合

5 一部改正の文例

- (1) 条文を改正する場合
- ア 条を改正する場合
- イ 項を改正する場合
- ウ 号を改正する場合
- エ ただし書を改正する場合
- オ 後段を改正する場合
- カ 字句を改正する場合
- (2) 条文を追加する場合
- ア 条を追加する場合
- (ア) 既存の条間に追加する場合
- (イ) 既存の条の最後に追加する場合
- (ウ) 既存の章(節・款)の最後に追加する場合
- (エ) 既存の章(節・款)の最初に追加する場合
- イ 項を追加する場合
- ウ 号を追加する場合
- エ ただし書を追加する場合
- オ 後段を追加する場合
- カ 字句を追加する場合
- (ア) 条(項・号)の冒頭に追加する場合
- (イ) 字句の中途に追加する場合

(3) 条文を削除する場合

- ア 条を削除する場合
- イ 項を削除する場合
- ウ 号を削除する場合
- エ ただし書を削除する場合
- オ 後段を削除する場合
- カ 字句を削除する場合
- (4) 繰り上げられる条(項・号)の字句を改正する場合
- (5) 繰り下げられる条(項・号)の字句を改正する場合
- (6) 題名等を改正する場合
- ア 題名を改正する場合
- イ 目次を改正する場合
- (ア) 目次の全部を改正する場合
- (イ) 目次の一部を改正する場合
- (ウ) 新たに目次を付する場合
- ウ 章(節・款)を改正する場合
- (ア) 章(節・款)を追加する場合
- (ウ) 章(節・款)を削除する場合
- エ 見出しを改正する場合
- (ア) 見出しを改正する場合
- (イ) 見出しを付する場合
- オ 別表又は様式を改正する場合

6 附則の文例

- (1) 施行期日に関する規定
- (2) 既存条例の廃止に関する規定
- (3) 経過規定
- (4) 既存条例の改正に関する規定

第2 規則

第3 告示

- 1 新しく告示する場合
- (1) 一定事項の告示の場合
- (2) 規程制定の場合
- 2 告示の全部を改正する場合

3 告示の一部を改正する場合

- (1) 一定事項の告示の一部を改正する場合
- (2) 規程の一部を改正する場合

4 告示を廃止する場合

- (1) 単一の規程を廃止する場合
- (2) 2以上の規程を廃止する場合

第4 訓令

第5 公告

第6 内訓

第7 削除

第8 達

第9 指令

- 1 許可・認可・承認する場合
- 2 許可・認可・承認しない場合
- 3 附款を付ける場合

第10 往復文

1 通達

2 依命通達

3 申請

4 達達

5 副申

6 諮問

7 通知

8 回答

第11 その他

1 賞状・表彰状・感謝状

2 証明書

3 復命書

4 書簡文

別表の第一から第六までを次のように改める。

第1 条例

1 新しく制定する場合

- (1) 条のみからなる場合

②条例をここに公
布する。

①

平成.....年.....月.....日

鳥取県知事 氏 名

① 鳥取県条例第.....号

④

.....条例

②

(.....)

①

⑤

第1条

②

(.....)

(.....)

(.....)

(.....)

(.....)

(.....)

(.....)

(.....)

(.....)

(.....)

(.....)

○ ○内の数字は、初字の位置(①)は第1字目、②は第2字目)を示す。以下同じ。

(マ) 連続する2以上の条文の見出しが共通の場合には、後続の条文の見出しは省略する。
(イ) 条文中に他の法令を引用する場合には、最初に引用するときのみ、その題名の下に法令番号を括弧書きする。
(ウ) 略称し、又は定義を下す場合には、用語に「 」を付ける。

(ナ)
 3 (以下「.....」という。)

② ⑤

(1)

(2)

(3)

③ ⑤

7

4

ウ

第6条

④ ⑥

附 則

① ③

1

2

①

別表第1 (第.....条関係)

.....
.....
.....

(2) 章・節・款に区分してある場合

..... 条例をここに公布する。

平成.....年.....月.....日

鳥取県知事 氏

名

鳥取県条例第.....号

..... 条例

①

目次

② ⑥

第1章

③ ⑦ (7)

第1節 (第1条・第2条)

第2節

④ ⑧

第1款 (第3条一

⑧

第.....条)

第2款 (第.....条)

第2章 (第.....条)

②

附 則

④ ③

第1章

⑤ ⑨

第1節

(.....)

第1条

第2条

第2節

⑥ ⑩

第1款

(.....)

第.....条

第2款

(.....)

第.....条

第2章

第.....条

附 則

②

(7) 章、節等に含まれる条名を、目次の区分の最小の単位の下に括弧書きする。括弧内の条が3条以上の場合には「一」で結ぶ。

①
 ……………。

(3) 単行文の場合

……………条例をここに公布する。

平成……年……月……日

鳥取県知事 氏 名

鳥取県条例第……号

……………条例

②

①

附 則

……………。

2 全部を改正する場合

(ア)

……………条例をここに公布する。

平成……年……月……日

鳥取県知事 氏 名

鳥取県条例第……号

……………条例

②

……………条例 (平成……年鳥取県条例第……号) の全部

① ……………を改正する。

(イ)

(……………)

第1条 ……………。

(……………)

第…条 ……………。

附 則
 ……………。

3 一部を改正する場合

(1) 一般的な改正の場合

……………条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成……年……月……日

鳥取県知事 氏 名

鳥取県条例第……号

……………条例の一部を改正する条例

②

……………条例 (平成……年鳥取県条例第……号) の一部

①

……………を次のように改正する。

(ア)

……………。

附 則

……………。

(2) 2以上の条例を一括して改正する場合

……………条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成……年……月……日

鳥取県知事 氏 名

鳥取県条例第……号

……………条例等の一部を改正する

条例

(ア)

(……………条例の一部改正)

第1条 ……………条例 (平成……年鳥取県条例第……号) の一部

を次のように改正する。

(イ)③

(ア) 以下一部改正の文例に従う。

(ア) 改正する条例ごとに条を設ける。

(イ) 以下一部改正の文例に従う。

……………。

(……………条例の一部改正)

第2条 ……………条例(平成……年鳥取県条例第…号)の一部を次のように改正する。

……………。

附 則

……………。

4 廃止する場合

(1) 一般的な廃止の場合

……………条例を廃止する条例をここに公布する。

平成……年……月……日

鳥取県知事 氏 名

鳥取県条例第……号

……………条例を廃止する条例

② ……………条例(平成……年鳥取県条例第……号)は、廃止する。

① ……………

附 則

……………。

(2) 2以上の条例を一括して廃止する場合

……………条例等を廃止する条例をここに公布する。

平成……年……月……日

鳥取県知事 氏 名

鳥取県条例第……号

……………条例等を廃止する条例

② ……………

次に掲げる条例は、廃止する。

② ⑤

(1) ……………条例(平成……年鳥取県条例

④

第……号)

(2) ……………条例(平成……年鳥取県条例第……号)附 則 ……………。

5 一部改正の文例

(1) 条文を改正する場合

ア 条を改正する場合

② ……………条を次のように改める。

② ……………)

① ……………

第……条 ……………。

(ア)

第3条及び第4条を次のように改める。

(……………)

第3条 ……………。

2 ……………。

(……………)

第4条 ……………。

(イ)

第……条から第……条までを次のように改める。

(……………)

第……条 ……………。

第……条 ……………。

2 ……………。

(……………)

第……条 ……………。

イ 項を改正する場合

(ア)

○ 2以上の条例を一括して改正する場合又は附則で改正する場合には、初字を1字ずつ繰り下げる。以下一部改正の文例において同じ。

(ア) 連続する2条の条文を全部改正する場合

(イ) 連続する3条以上の条文を全部改正する場合

<p>第…条第1項を次のように改める。</p> <p>(1)③ ……………。</p> <p>(ウ) 第…条第5項を次のように改める。</p> <p>① ③ ……………。</p> <p>5 ……………。</p> <p>(エ) 第…条第3項及び第4項を次のように改める。</p> <p>3 ……………。</p> <p>4 ……………。</p> <p>(オ) 第…条第4項から第6項までを次のように改める。</p> <p>4 ……………。</p> <p>5 ……………。</p> <p>6 ……………。</p> <p>ウ 号を改正する場合</p> <p>第…条(第…項)第3号を次のように改める。</p> <p>② ⑤ ……………。</p> <p>(3) ……………。</p> <p>エ ただし書を改正する場合</p> <p>第…条(第…項)(第…号)ただし書を次のように改める。</p> <p>③ ……………。</p> <p>ただし、……………。</p> <p>オ 後段を改正する場合</p> <p>第…条(第…項)(第…号)後段を次のように改める。</p> <p>③ ……………。</p> <p>この場合において、……………。</p> <p>カ 字句を改正する場合</p> <p>(ア) ……………。</p> <p>この条例中「……」を「……」に改める。</p> <p>第…条(第…項)(第…号)中「……」に改める。</p> <p>第…条(第…項)(第…号)中「……」に改める。</p>	<p>(ア) 第1項の全文を改正する場合</p> <p>(イ) 「第…条」は付けない。</p> <p>(ウ) 1項の全文を改正する場合</p> <p>(エ) 連続する2項の全文を改正する場合</p> <p>(オ) 連続する3項以上の全文を改正する場合</p> <p>○ 連続する2号又は3号以上の全文を改正する場合は、項の場合の例による。</p>	<p>「……」を「…」に改める。</p> <p>(イ) 第3条(見出しを含む)、第5条第3項及び第7条中「……」を「……」に改める。</p> <p>(ウ) 第…条から第…条までの規定中「……」を「……」に改める。</p> <p>(ア) 第…条を追加する場合</p> <p>ア 条を追加する場合</p> <p>(ア) 既存の条間に追加する場合</p> <p>(ア) 第…条の次に次の2条を加える。</p> <p>(イ) ……………。</p> <p>第…条の2 ……………。</p> <p>(イ) ……………。</p> <p>第…条の3 ……………。</p> <p>(ウ) 第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。</p> <p>(イ) ……………。</p> <p>第9条 ……………。</p> <p>(エ) 第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。</p> <p>(イ) ……………。</p> <p>第8条 ……………。</p> <p>(オ) 第9条を第11条とし、第3条から第8条までを2条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の2条を加える。</p> <p>(イ) ……………。</p> <p>第3条 ……………。</p> <p>(イ) ……………。</p> <p>第4条 ……………。</p> <p>(イ) 既存の条の最後に追加する場合</p> <p>第…条の次に次の2条を加える。</p> <p>(イ) ……………。</p>
<p>(ア) 数条(連続しない)にわたって同一字句を改正する場合</p> <p>(ウ) 連続する数条にわたって同一字句を改正する場合。ただし、これらの条のうち特定の項のみに改正する字句がある場合は、(イ)の例による。</p> <p>(ア) 既存の条番号を繰り下げないで追加する場合</p> <p>(イ) 枝番号を用いる。</p>	<p>(イ) 既存の条番号を繰り下げた追加する場合</p> <p>(エ) 既存の条番号を繰り下げた追加する場合で、繰り下げられる条が2の場合</p> <p>(オ) 既存の条番号を繰り下げた追加する場合で、繰り下げられる条が3以上の場合</p>	

<p>第…条 ……………。</p> <p>2 ……………。</p> <p>(…………)</p> <p>第…条 ……………。</p> <p>(ウ) 既存の章(節・款)の最後に追加する場合 第…章(第…節)(第…款)中第…条の次に次の1条を加える。</p> <p>(…………)</p> <p>第…条の2 ……………。</p> <p>(エ) 既存の章(節・款)の最初に追加する場合 第…章(第…節)(第…款)中第…条の前に次の1条を加える。</p> <p>(…………)</p> <p>第…条の2 ……………。</p> <p>イ 項を追加する場合</p> <p>(ア) 第…条に次の2項を加える。</p> <p>4 ……………。</p> <p>5 ……………。</p> <p>(イ) 第…条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。</p> <p>9 ……………。</p> <p>(ウ) 第…条中第10項を第13項とし、第5項から第9項までを3項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の3項を加える。</p> <p>5 ……………。</p> <p>6 ……………。</p> <p>7 ……………。</p> <p>(エ) 第5条中第3項を第4項とし、第1項及び第2項を1項ずつ繰り下げ、同条に第1項として次のように加える。</p> <p>(オ)</p>	<p>(ア) 「第…条」は、前章(節・款)の最終の条番号とする。</p> <p>○ 項を追加する場合は、「第…項の2」とする方法は用いない。</p> <p>(ア) 既存の条文の末尾に追加する場合</p> <p>(イ) 既存の項番号を繰り下げて追加する場合で、繰り下げられる項が2の場合</p> <p>(ウ) 既存の項番号を繰り下げて追加する場合で、繰り下げられる項が3以上の場合</p> <p>(エ) 第1項を加える場合</p> <p>(オ) この場合には「第1項として」</p>	<p>(カ)③ ……………。</p> <p>ウ 号を追加する場合 条を追加する場合の例による。</p> <p>エ ただし書を追加する場合 第…条(第…項)(第…号)に次のただし書を加える。</p> <p>③ ……………。 ただし、…………。</p> <p>オ 後段を追加する場合 第…条(第…項)に後段として次のように加える。</p> <p>③ ……………。 この場合において、…………。</p> <p>カ 字句を追加する場合 (ア) 条(項・号)の冒頭に追加する場合 第…条(第…項)(第…号)中「…………」の前に「…………」を加える。</p> <p>(イ) 字句の中途に追加する場合 第…条(第…項)(第…号)(ただし書)中「…………」の次に「…………」を加える。</p> <p>(ウ) 第…条(第…項)(第…号)の次に「…………」を加える。</p> <p>(3) 条文を削除する場合 ア 条を削除する場合 (ア) 第…条を次のように改める。 第…条 削除 第…条 削除 第8条及び第9条を次のように改める。 第8条及び第9条 削除 第…条から第…条までを次のように改める。 第…条から第…条まで 削除 (イ) 第…条を削る。 (ウ) 第3条を削り、第4条を第3条とし、以下1条ずつ繰り上げる。</p>	<p>という。</p> <p>(カ) 第1項の場合は、項番号を付けない。</p> <p>(イ) 最終の条を跡形もなく消す場合</p> <p>(ウ) 中間の条を削り、繰上げの整理</p>
--	--	---	--

イ 項を削除する場合
 第…条中第4項を削り、第5項を第4項とし、以下1項ずつ繰り上げる。

ウ 号を削除する場合
 条を削除する場合の例による。

エ ただし書を削除する場合

第…条(第…項)(第…号)ただし書を削る。

オ 後段を削除する場合

第…条(第…項)(第…号)後段を削る。

カ 字句を削除する場合

第…条(第…項)(第…号)(ただし書)中「……」を削る。

(4) 繰り上げられる条(項・号)の字句を改正する場合

第6条を削り、第7条中「……」を「……」に改め、同条を第6条とし、以下1条ずつ繰り上げる。

第6条第1項を削り、同条第2項中「……」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項中「……」を「…」に改め、同項を同条第2項とし、以下1項ずつ繰り上げる。

第…条(第…項)第6号を削り、同条(同項)第7号中「……」を「……」に改め、同項を同条(同項)第6号とし、以下1号ずつ繰り上げる。

(5) 繰り下げられる条(項・号)の字句を改正する場合

第5条を第7条とし、第3条及び第4条を2条ずつ繰り下げ、第2条中「……」を「……」に改め、同条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

第2条 ……………。

第3条 ……………。

第…条中第5項を第7項とし、第3項及び第4項を2項ずつ繰り下げ、同条第2項中「……」を「……」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 ……………。

3 ……………。

第…条(第…項)中第6号を第7号とし、第4号及び第5号を1号ずつ繰り下げ、同条(同項)第3号中「……」を「……」に

○ 項を削除する場合は、繰上げ方式による。「4 削除」というような方法は用いない。

改め、同項を同条(同項)第4号とし、同条(同項)第2号の次に次の1号を加える。

(3) ……………。

(6) 題名等を改正する場合

ア 題名を改正する場合

(7)

題名を次のように改める。

④

……………条例

題名中「……」の次に「……」を加える。

題名中「……」を削る。

イ 目次を改正する場合

(7) 目次の全部を改正する場合

目次を次のように改める。

①

目次

② 第1章 ……………(第1条—第…条)

第2章 ……………(第…条—第…条)

……………

②

附則

(イ) 目次の一部を改正する場合

目次中「第…章 ……」(第…条—第…条)を「第…章 ……」(第…条—第…条)」に改める。

……………

……………

目次中「第…章 ……」(第…条—第…条)を「第…章 ……」(第…条—第…条)」に改める。

……………

……………

……………

……………

……………

……………

……………

……………

(7) 題名の全部を改正する場合

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 (第1条-第...条)
第2章 (第...条)

附則

第1章

(中 略)

第...条の前に次の章名を付する。

第2章

(以下略)

ウ 章(節・款)を改正する場合

(ア) 章(節・款)を改正する場合

(ア)

「第...章」を「第...章」に改める。

(イ)

第...章(節・款)を次のように改める。

第...章

(.....)

第...条

(イ) 章(節・款)を追加する場合

第...章の次に次の1章を加える。

第...章の2

(.....)

第...条の2

(ウ) 章(節・款)を削除する場合

(ア)

「第...章」を削る。

(イ)

第...章を削る。

第...章を次のように改める。

第...章 削除

第...条から第...条まで 削除

エ 見出しを改正する場合

(ア) 見出しを改正する場合

第...条の見出しを「(.....)」に改める。

(イ) 見出しを付する場合

(ア)

第...条に次の見出しを付する。

②

(.....)

オ 別表又は様式を改正する場合

別表第... (様式第...号) を次のように改める。

①

別表第... (様式第...号) (第...条関係)

.....

(ア)

別表第... (様式第...号)の項.....の欄中「.....」を

「.....」に改める。

別表第1の4の項を次のように改める。

4

(1)

ア

イ

(2)

ア

イ

ウ

(イ)

別表第... (様式第...号) の次に次の1表(1様式)を加える。

別表第...の2 (様式第...号の2) (第...条関係)

.....
.....
.....
.....

(ア)

別表第... (様式第...号) を次のように改める。

別表第... 削除 (様式第...号 削除)

(ア) 新しく見出しを付ける場合

(ア) 項は横の区分、欄は縦の区分を示す。

(イ) 枝番号を用いて追加する場合

(ウ) 別表(様式)番号を残す場合

6 附則の文例

(1) 施行期日に関する規定
この条例は、公布の日から施行する。

(7)

この条例は、平成……年……月……日から施行する。

(4)

この条例は、公布の日から施行し、平成……年……月……日から適用する。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第…条の規定は、平成……年……月……日から施行する。

この条例は、公布の日から施行し、平成……年度分の……から適用する。

(2) 既存条例の廃止に関する規定

………条例（平成……年鳥取県条例第……号）は、廃止する。

(7)

次に掲げる条例は、廃止する。

② ⑤

(1) ………条例（平成……年鳥取県条例第……号）

(2) ………条例（平成……年鳥取県条例第……号）

(3) 経過規定

この条例の施行の際現に………は、この条例により………とみなす。

この条例の施行の日前に………は、なお従前の例による。

(4) 既存条例の改正に関する規定

………条例（平成……年鳥取県条例第……号）の一部を次のように改正する。

(7)

………

第2 規則

………規則をここに公布する。

平成……年……月……日

鳥取県知事 氏 名
鳥取県規則第……号

○ 附則の記載の順序は、(1)から(4)までに掲げるとおりとする。

(7) 将来の特定期日から施行する場合

(4) 条例の効力に、そ及効をもたせる場合

(7) 2以上の条例を廃止する場合

(7) 以下一部改正の文例による。
○ すべて条例の例による。

………規則

(………)

第1条 ………

第3 告示

1 新しく告示する場合

(1) 一定事項の告示の場合

鳥取県告示第……号

②

………条例（平成……年鳥取県条例第……号）第……

①

条の規定により（基づき）、………を次のように定め、（定める。）平成……年……月……日から施行（適用）する。

平成……年……月……日

鳥取県知事 氏 名

(2) 規程制定の場合

鳥取県告示第……号

………規程を次のように定める。

平成……年……月……日

鳥取県知事 氏 名

(………)

第1条 ………

(………)

第2条 ………

附 則

この規程は、平成……年……月……日から施行（適用）する。

2 告示の全部を改正する場合

○ 告示の文字の配列は、条例の例による。

○ 規程には、公布文を付けない。

○ 既存の規程の廃止に関する規定、経過規定等は、条例の例による。
○ 一定事項の告示の全部を改正する必要がある場合は、新たに告示し、

鳥取県告示第.....号
規程を次のように定める。
 平成.....年.....月.....日
 鳥取県知事 氏 名
規程
規程 (平成.....年鳥取県告示第.....号) の全部を改正する。

 附 則

3 告示の一部を改正する場合
 (1) 一定事項の告示の一部を改正する場合
 鳥取県告示第.....号 (7)
 平成.....年鳥取県告示第.....号 (.....) について、の一部を次のように改正し、平成.....年.....月.....日から施行 (適用) する。
 平成.....年.....月.....日
 鳥取県知事 氏 名

(2) 規程の一部を改正する場合
 鳥取県告示第.....号
規程 (平成.....年鳥取県告示第.....号) の一部を次のように改正する。
 平成.....年.....月.....日
 鳥取県知事 氏 名
 附 則

旧告示は新告示をもって廃止する方
法による。

(7) 簡単な題名を付ける。

○ 一部改正の場合は、題名を付けな
い。

4 告示を廃止する場合
 (1) 単一の規程を廃止する場合
 鳥取県告示第.....号
規程 (平成.....年鳥取県告示第.....号) は、平成.....年.....月.....日限り廃止する。
 平成.....年.....月.....日
 鳥取県知事 氏 名
 (2) 2以上の規程を廃止する場合

鳥取県告示第.....号
 次に掲げる告示は、平成.....年.....月.....日限り廃止する。
 平成.....年.....月.....日
 鳥取県知事 氏 名
 (1)規程 (平成.....年鳥取県告示第.....号)
 (2)規程 (平成.....年鳥取県告示第.....号)

第4 訓令
新しく訓令を制定する場合

① 鳥取県訓令第.....号
 ②規程を次のように定め
 ①
 平成.....年.....月.....日
 鳥取県知事 氏 名
 ④規程
 (.....)
 第1条
 ④ ⑤

○ 改題の形式は、告示の例による。

附 則

② この訓令は、平成……年……月……日から施行する。

第 5 公 告

(7) 公 告
……は、次のとおりである。

③ 平成……年……月……日

鳥取県知事 氏 名

第 6 内 訓

内訓第……号

(7)

(4) ……規程を次のように定める。
平成……年……月……日

鳥取県知事 氏 名

……規程

○ 公告には、題名及び番号を付けない。
い。

(7) 中央に書く。

(7) 令達先を記す。

(4) 内訓の制定改廃の形式は、令達先以外は、告示の例による。

告 示

鳥取県告示第七百七十九号

鳥取県告示で定める要綱等の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示で定める要綱等の形式を左横書きに改正する規程

(形式の変更)

第一条 この規程の施行の際現に告示で定められている要綱、要領その他の規程(以下「既存告示」という。)の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている部分及び縦書きとすることが適当と認められる部分については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存告示の一部を次に定めるところにより改正する。

一 章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。
二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。

三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの（十、百及び千を除く。）

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 条文中の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、「左の」、「左二」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、「次の」、「次二」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。

六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「つ」は、それぞれ「ゃ」、「ゅ」若しくは「ょ」又は「っ」に改める。

七 様式の名あて人の敬称に用いる「殿」は、「様」に改める。

2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

附 則

1 この規程は、平成十二年一月一日から施行する。

2 鳥取県告示で定める要綱等の様式における敬称の取扱いに関する要綱（平成八年三月鳥取県告示第二百二十七号）は、廃止する。

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会規則の形式を左横書きに改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

鳥取県選挙管理委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

(形式の変更)

第一条 この規則の施行の際現に公布されている選挙管理委員会規則（以下「既存規則」という。）の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている別表及び様式並びに縦書きとすることが適当と認められる様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存規則の一部を次に定めるところにより改正する。

一 章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。

二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。

三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの（十、百及び千を除く。）

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 条文中の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、「左の」、「左二」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、「次の」、「次二」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。

六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「つ」は、それぞれ「ゃ」、「ゅ」若しくは「ょ」又は「っ」に改める。

七 様式の名あて人の敬称に用いる「殿」は、「様」に改める。

2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、委員長が定めるところによる。

(委任)

第三条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則
この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百三十三号

鳥取県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

鳥取県選挙管理委員会告示の形式を左横書きに改正する規程

(形式の変更)

第一条 この規程の施行の際現に制定されている選挙管理委員会告示(以下「既存告示」という。)の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている部分及び縦書きとすることが適当と認められる部分については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存告示の一部を次に定めるところにより改正する。

一 章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。

二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。

三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの(十、百及び千を除く。)

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 条文中の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、「左の」、「左二」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、「次の」、「次二」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。

六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「つ」は、それぞれ「ゃ」、「ゅ」若しくは「ょ」又は「っ」に改める。

七 様式の名あて人の敬称に用いる「殿」は、「様」に改める。

2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、委員長が定めるところ

による。

(委任)

第三条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成十二年一月一日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第十三号

鳥取県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

(形式の変更)

第一条 この規則の施行の際現に公布されている教育委員会規則(以下「既存規則」という。)の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
- 二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている別表及び様式並

びに縦書きとすることが適当と認められる様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存規則の一部を次に定めるところにより改正する。

- 一 章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。
 - 二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。
 - 三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。
 - 四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。
 - イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの
 - ロ 数字の単位として用いるもの(十、百及び千を除く。)
 - ハ 第一号及び第二号に定めるもの
 - 五 条文上の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、「左の」、「左二」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、「次の」、「次ニ」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。
 - 六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「つ」は、それぞれ「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は「っ」に改める。
 - 七 様式の名あて人の敬称に用いる「殿」は、「様」に改める。
- 2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 3 前二項の規定によることが適当でないとき認められるときは、教育委員会が定めるところによる。
- (委任)
- 第三条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。
- 附 則
- 1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

2 鳥取県教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則(平成八年三月鳥取県教育委員会規則第九号)は、廃止する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第三号

鳥取県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会訓令の形式を左横書きに改正する訓令

(形式の変更)

第一条 この訓令の施行の際現に制定されている教育委員会訓令(以下「既存訓令」という。)の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」という。)における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

二 改正後訓令における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存訓令における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている別表及び様式並びに縦書きとすることが適当と認められる様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存訓令の一部を次に定めるところにより改正する。

一章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。

二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。

三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの(十、百及び千を除く。)

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 条文中の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、「左の」、「左二」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、「次の」、「次二」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。

六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「つ」は、それぞれ「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は「っ」に改める。

七 様式の名あて人の敬称に用いる「殿」は、「様」に改める。

2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、教育委員会が定めるところによる。

(委任)

第三条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この訓令は、平成十二年一月一日から施行する。

2 鳥取県教育委員会訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する規程(平成八年三月鳥取県教育委員会訓令第二号)は、廃止する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十八号

鳥取県教育委員会告示の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会告示の形式を左横書きに改正する規程

(形式の変更)

第一条 この規程の施行の際現に制定されている教育委員会告示(以下「既存告示」という。)の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている部分及び縦書きとすることが適当と認められる部分については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存告示の一部を次に定めるところにより改正する。

- 一 章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。
- 二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。
- 三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの(十、百及び千を除く。)

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 条文中の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、「

「左の」、「左に」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、「

「次の」、「次ニ」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。

六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「っ」は、それぞれ「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は「っ」に改める。

七 様式の名あて人の敬称に用いる「殿」は、「様」に改める。

2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないとき認められるときは、教育委員会が定めるところによる。

(委任)
第三条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規程は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成十二年一月一日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 森 田 泰 徳

鳥取県公安委員会規則第四号

鳥取県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

(形式の変更)

第一条 この規則の施行の際現に公布されている公安委員会規則(以下「既存規則」という。)の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている式、別表及び様式並びに縦書きとすることが適当と認められる様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存規則の一部を次に定めるところにより改正する。

一 章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。

二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。

三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの(十、百及び千を除く。)

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 条文上の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、

「左の」、「左二」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、「次の」、「次二」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。

六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「つ」は、それぞれ「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は「っ」に改める。

七 様式の名あて人の敬称に用いる「殿」は、「様」に改める。

2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないとき認められるときは、公安委員会が定めるところによる。

(委任)

第三条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、公安委員会が定める。

附 則

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十号

鳥取県公安委員会告示の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 森 田 泰 徳

鳥取県公安委員会告示の形式を左横書きに改正する規程

(形式の変更)

第一条 この規程の施行の際現に制定されている公安委員会告示（以下「既存告示」という。）の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている部分及び縦書きとすることが適当と認められる部分については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

第二条 既存告示の一部を次に定めるところにより改正する。

一 章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。

二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。

三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの（十、百及び千を除く。）

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 条文上の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、「左の」、「左二」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、「次の」、「次二」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。

六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「つ」は、それぞれ「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は「っ」に改める。

七 様式の名あて人の敬称に用いる「殿」は、「様」に改める。

2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

い。

3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、公安委員会が定めるところによる。

（委任）

第三条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、公安委員会が定める。

附 則

この規程は、平成十二年一月一日から施行する。

人事委員会規則

鳥取県人事委員会規則の形式を左横書きに改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十八号

鳥取県人事委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

（形式の変更）

第一条 この規則の施行の際現に公布されている人事委員会規則（以下「既存規則」という。）の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則におけ

る文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている式、別表及び様式並びに縦書きとすることが適当と認められる様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存規則の一部を次に定めるところにより改正する。

一 章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。

二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。

三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの(十、百及び千を除く。)

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 条文上の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、

「左の」、「左二」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、

「次の」、「次二」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。

六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「っ」は、それぞれ「ゃ」、「ゅ」若しくは「ょ」又は「っ」に改める。

七 様式の名あて人の敬称に用いる「殿」は、「様」に改める。

2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、人事委員会が定めるところによる。

(委任)

第三条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

2 鳥取県人事委員会規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則(平成八年三月鳥取県人事委員会規則第三号)は、廃止する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第四号

鳥取県人事委員会告示の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会告示の形式を左横書きに改正する規程

(形式の変更)

第一条 この規程の施行の際現に制定されている人事委員会告示(以下「既存告示」という。)の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている部分及び縦書きとすることが適当と認められる部分については、適用しない。
(用字及び用語の整理)

第二条 既存告示の一部を次に定めるところにより改正する。

一 章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。

二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。

三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの（十、百及び千を除く。）

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 条文中の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、「左の」、「左二」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、「次の」、「次二」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。

六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「つ」は、それぞれ「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は「ツ」に改める。

七 様式の名あて人の敬称に用いる「殿」は、「様」に改める。

2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、人事委員会が定めるところによる。

(委任)

第三条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

この規程は、平成十二年一月一日から施行する。

企業局管理規程

鳥取県企業局管理規程の形式を左横書きに改正する規程をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第六号

鳥取県企業局管理規程の形式を左横書きに改正する規程

(形式の変更)

第一条 この規程の施行の際現に公布されている企業局管理規程（以下「既存規程」という。）の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規程における右方はこの規程による改正後の既存規程（以下「改正後規程」という。）における上方とし、既存規程における上方は改正後規程における左方とする。

二 改正後規程における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規程における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規程において既に左横書きの形式をとっている別表及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存規程の一部を次に定めるところにより改正する。

一 章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。

二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。

三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの（十、百及び千を除く。）

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 条文上の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、

「左の」、「左二」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、

「次の」、「次二」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。

六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「つ」は、それぞれ「ゃ」、「ゅ」若しくは「ょ」又は「っ」に改める。

七 様式の名あて人の敬称に用いる「殿」は、「様」に改める。

2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないとき、知事が定めるところによる。

(委任)

第三条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この規程は、平成十二年一月一日から施行する。

2 鳥取県企業局管理規程で定める様式における敬称の取扱いに関する規程（平成八年三月鳥取県企業局管理規程第一号）は、廃止する。

企 業 局 訓 令

鳥取県企業局訓令第一号

鳥取県企業局訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局訓令の形式を左横書きに改正する訓令

(形式の変更)

第一条 この訓令の施行の際現に制定されている企業局訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令（以下「改正後訓令」という。）における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

二 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存訓令における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている別表及び様式並びに別図については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存訓令の一部を次に定めるところにより改正する。

一 章、節、款、条、別表、様式及び別図の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。

二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。

三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。
 四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの（十、百及び千を除く。）

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 条文上の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、

「左の」、「左二」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、

「次の」、「次二」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。

六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「つ」は、それぞれ「ゃ」、「ゅ」若しくは「ょ」又は「っ」に改める。

七 様式の名あて人の敬称に用いる「殿」は、「様」に改める。

2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないとき、知事が定めるところによる。

(委任)

第三条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

める。

附 則

この訓令は、平成十二年一月一日から施行する。

企 業 局 告 示

鳥取県企業局告示第二号

鳥取県企業局告示の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局告示の形式を左横書きに改正する規程

(形式の変更)

第一条 この規程の施行の際現に制定されている企業局告示（以下「既存告示」という。）の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている部分については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存告示の一部を次に定めるところにより改正する。

一 章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。

二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。

三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの（十、百及び千を除く。）

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 条文中の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、「左の」、「左二」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、「次の」、「次二」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。

六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「つ」は、それぞれ「ゃ」、「ゅ」若しくは「ょ」又は「っ」に改める。

七 様式の名あて人の敬称に用いる「殿」は、「様」に改める。

2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないとき、知事が定めるところによる。

(委任)

第三条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規程は、平成十二年一月一日から施行する。

病院局管理規程

鳥取県病院局管理規程の形式を左横書きに改正する規程をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

鳥取県病院局管理規程第六号

鳥取県病院局管理規程の形式を左横書きに改正する規程

(形式の変更)

第一条 この規程の施行の際現に公布されている病院局管理規程(以下「既存規程」という。)の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規程における右方はこの規程による改正後の既存規程(以下「改正後規程」という。)における上方とし、既存規程における上方は改正後規程における左方とする。

二 改正後規程における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存規程における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規程において既に左横書きの形式をとっている別表及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存規程の一部を次に定めるところにより改正する。

一 章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。

二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。

三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの(十、百及び千を除く。)

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 条文中の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、「左の」、「左二」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、「次の」、「次二」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。

六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「つ」は、それぞれ「ゃ」、「ゅ」若しくは「ょ」又は「っ」に改める。

七 様式の名あて人の敬称に用いる「殿」は、「様」に改める。

2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

い。

3 前二項の規定によることが適當でないとき、管理者が定めるところによる。

(委任)

第三条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に關し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この規程は、平成十二年一月一日から施行する。

2 鳥取県病院局管理規程で定める様式における敬称の取扱いに關する規程(平成八年三月鳥取県病院局管理規程第一号)は、廢止する。

病 院 局 訓 令

鳥取県病院局訓令第一号

鳥取県病院局訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

鳥取県病院局訓令の形式を左横書きに改正する訓令

(形式の変更)

第一条 この訓令の施行の際現に制定されている病院局訓令(以下「既存訓令」という)の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」という)における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方と

する。

二 改正後訓令における文字(符号を含む。以下同じ)の順序は、既存訓令における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている別表及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存訓令の一部を次に定めるところにより改正する。

一 章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。

二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。

三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの(十、百及び千を除く。)

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 条文上の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、

「左の」、「左三」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、

「次の」、「次ニ」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。

六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「っ」は、それぞれ「ゃ」、「ゅ」若しくは「ょ」又は「っ」に改める。

七 様式の名あて人の敬称に用いる「殿」は、「様」に改める。

2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適當でないとき、管理者が定めるところによる。

(委任)

第三条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に關し必要な事項は、管理者が

定めるものとする。

定める。

附 則

この訓令は、平成十二年一月一日から施行する。

病 院 局 告 示

鳥取県病院局告示第三号

鳥取県病院局告示の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

鳥取県病院局告示の形式を左横書きに改正する規程

(形式の変更)

第一条 この規程の施行の際現に制定されている病院局告示(以下「既存告示」という)の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている部分及び縦書きとすることが適当と認められる部分については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存告示の一部を次に定めるところにより改正する。

一章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。
二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。
三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。
四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの(十、百及び千を除く。)

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 条文中の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、「左の」、「左二」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、「次の」、「次二」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。

六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「っ」は、それぞれ「ゃ」、「ゅ」若しくは「ょ」又は「っ」に改める。

七 様式の名あて人の敬称に用いる「殿」は、「様」に改める。

2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によるものが適当でないとき、管理者が定めるところによる。

(委任)

第三条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成十二年一月一日から施行する。

収 用 委 員 会 規 則

鳥取県収用委員会規則の形式を左横書きに改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

鳥取県収用委員会規則第一号

鳥取県収用委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

(形式の変更)

第一条 この規則の施行の際現に公布されている収用委員会規則(以下「既存規則」という。)の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている別表及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存規則の一部を次に定めるところにより改正する。

- 一 章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。
- 二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。
- 三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの(十、百及び千を除く。)

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 条文中の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、「

「左の」、「左二」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、

「次の」、「次二」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。

六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「つ」は、それぞれ「ゃ」、「ゅ」若しくは「ょ」又は「っ」に改める。

2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によるものが適当でないと認められるときは、会長が定めるところによる。

(委任)

第三条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

地 方 労 働 委 員 会 告 示

鳥取県地方労働委員会告示第三号

鳥取県地方労働委員会告示の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県地方労働委員会会長 田 村 康 明

鳥取県地方労働委員会告示の形式を左横書きに改正する規程

(形式の変更)

第一条 この規程の施行の際現に制定されている地方労働委員会告示(以下「既存告示」という。)の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている部分については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存告示の一部を次に定めるところにより改正する。

一 一条及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。

二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。

三 号の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。

イ 熟語の一部として用いるもの

ロ 第一号及び第二号に定めるもの

五 促音に用いる「っ」は、「つ」に改める。

六 様式の名あて人の敬称に用いる「殿」は、「様」に改める。

(委任)

第三条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十二年一月一日から施行する。

2 鳥取県地方労働委員会告示で規定する様式における敬称の取扱いに関する規程(平成八年三月鳥取県地方労働委員会告示第一号)は、廃止する。

議 会 規 則

鳥取県議会規則の形式を左横書きに改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県議会議長 廣 江 式

鳥取県議会規則第一号

鳥取県議会規則の形式を左横書きに改正する規則

(形式の変更)

第一条 この規則の施行の際現に公布されている議会規則(以下「既存規則」という。)の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則(以下「改正後規則」という。)における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている別表及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存規則の一部を次に定めるところにより改正する。

一 章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。

二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。

三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、

漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの（十、百及び千を除く。）

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「っ」は、それぞれ「ゃ」、「ゅ」若しくは「ょ」又は「っ」に改める。

2 前項第三号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないとき、議長が定めるところによる。

(委任)

第三条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第一号

鳥取県議会告示の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県議会告示の形式を左横書きに改正する規程

鳥取県議会議長 廣 江 弼

(形式の変更)

第一条 この規程の施行の際現に制定されている議会告示（以下「既存告示」という。）の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている部分については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存告示の一部を次に定めるところにより改正する。

一 章、節、款、条、別表及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。

二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。

三 号の細分又は別表の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。この場合においては、漢数字を区切る読点は削り、三けたごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 数字の単位として用いるもの（十、百及び千を除く。）

ハ 第一号及び第二号に定めるもの

五 条文上の位置又は方向を示すために用いる「上に」、「下に」若しくは「左に」、「

「左の」、「左二」、「左ノ」、「上欄」又は「下欄」は、それぞれ「前に」、「次に」、

「次の」、「次二」、「次ノ」、「左欄」又は「右欄」に改める。

六 よう音に用いる「や」、「ゆ」若しくは「よ」又は促音に用いる「つ」は、それぞれ「ゃ」、「ゅ」若しくは「ょ」又は「っ」に改める。

2 前項第三号及び第五号の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、議長が定めるところによる。

(委任)

第三条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成十二年一月一日から施行する。

鳥取県議会告示第二号

鳥取県議会議事務局処務規程（昭和三十八年四月鳥取県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県議会議長 廣 江 式

第三条総務課長の項第二号中「身分証明書並びに」を「議員証、職員証及び」に改める。

第十條中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附 則

この告示は、平成十二年一月一日から施行する。

代表監査委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第二号

鳥取県代表監査委員訓令の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県代表監査委員 秋 田 直 武

鳥取県代表監査委員訓令の形式を左横書きに改正する訓令

(形式の変更)

第一条 この訓令の施行の際現に制定されている代表監査委員訓令（以下「既存訓令」という。）の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令（以下「改正後訓令」という。）における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

二 改正後訓令における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存訓令における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存訓令の一部を次に定めるところにより改正する。

一 一条の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。

二 二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。

三 号の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。

イ 固有名詞又は熟語の一部として用いるもの

ロ 第一号及び第二号に定めるもの

五 促音に用いる「っ」は、「つ」に改める。

(委任)

第三条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、代表監査委員が定める。

附 則

この訓令は、平成十二年一月一日から施行する。

監 査 委 員 告 示

鳥取県監査委員告示第五号

鳥取県監査委員告示の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

平成十一年十二月二十四日

鳥取県監査委員	秋	田	直	武
鳥取県監査委員	船	越	英	男
鳥取県監査委員	奥	田	保	明
鳥取県監査委員	松	田	一	三

鳥取県監査委員告示の形式を左横書きに改正する規程

(形式の変更)

第一条 この規程の施行の際現に制定されている監査委員告示(以下「既存告示」といふ。)の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存告示における右方はこの告示による改正後の既存告示(以下「改正後告示」といふ。)における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。

二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)の順序は、既存告示における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存告示において既に左横書きの形式をとっている様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第二条 既存告示の一部を次に定めるところにより改正する。

一 条及び様式の番号に用いる漢数字は、アラビア数字に改める。

二 号の番号に用いる漢数字は、丸括弧で囲んだアラビア数字に改める。

三 号の細分に用いる片仮名は、五十音順による片仮名に改める。

四 漢数字は、次に掲げるものを除き、アラビア数字に改める。

イ 熟語の一部として用いるもの

ロ 第一号及び第二号に定めるもの

五 促音に用いる「っ」は、「つ」に改める。

(委任)

第三条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この規程は、平成十二年一月一日から施行する。